

## ガス導管事業者の 2020 年度託送収支の事後評価 とりまとめ（案）

2022 年 2 月 16 日

電力・ガス取引監視等委員会 料金制度専門会合

### 1. 背景

2017 年度から施行されたガスシステム改革関連の制度改正により、ガス小売事業についてはライセンス制が導入されるとともに全面自由化され、ガス導管事業については中立的なネットワーク部門として引き続き地域独占とすることとされた。これを踏まえ、各一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者（以下「ガス導管事業者」という。）は新たな託送供給約款を策定して 2017 年 4 月から実施、その後、事業年度毎に託送収支計算書が公表されている。これを踏まえ、2021 年 11 月 1 日付けにて、経済産業大臣及び各経済産業局長等から、ガス導管事業者の 2020 年度収支状況の確認について本委員会宛てに意見の求めがあった。

これを踏まえ、電力・ガス取引監視等委員会料金制度専門会合において、法令に基づく事後評価（ストック管理・フロー管理）を実施するとともに、追加的な分析・評価として、フロー管理において変更命令の発動基準に該当した事業者の料金改定届出の内容等について詳細分析を行った。

### 2. ガス導管事業者の 2020 年度託送収支の法令に基づく事後評価の結果

2020 年度に事業を実施した全国のガス導管事業者（220 社）のうち、託送供給約款を策定している等の事業者（147 社）について、2020 年度の収支状況を評価した。

- 2020 年度終了時点での超過利潤累積額が、変更命令の発動基準となる一定水準額を超過した事業者は、6 社（うち 1 社においては、2 地区）（東海ガス（焼津・藤枝・島田地区）、久留米ガス、九州ガス、秋田県天然瓦斯輸送、関西電力（堺地区）及び関西電力（姫路地区）、四国電力）であった。
- 想定単価と実績単価の乖離率が、変更命令の発動基準となる▲5%を超過した事業者は、6 社（釧路ガス、新発田ガス、大垣ガス、福山ガス、広島ガス、大分ガス）であった。

これらの事業者については、それぞれ、以下のとおり対応することが適当である。

- ① 以下②で挙げる福山ガス及び広島ガスの 2 社を除く事業者（10 社（うち 1 社において

は、2 地区) ) については、期日<sup>1</sup>までに託送供給約款の料金改定の届出が行われない  
場合、経済産業大臣及び所管の経済産業局長から変更命令を行う。

- ② 想定単価と実績単価の乖離率が、変更命令の発動基準となる▲5%を超過した事業者  
のうち、福山ガス及び広島ガスについては、現行の託送供給約款料金の水準維持の妥  
当性について合理的な説明がなされたため、変更命令の対象外とする。

### **3. 変更命令の発動基準に該当した事業者の追加分析**

#### **(1) 料金改定の届出状況**

上記2. ①の事業者のうち、1月から12月の会計年度を採用している2社については、  
2021年12月中に託送供給約款料金の改定の届出が行われ、ガス事業託送供給約款料金算定  
規則の規定に従って、託送供給約款届出料金が適切に算定されていることを確認した。

また、4月から3月の会計年度を採用している8社(うち1社においては、2地区)に対  
応方針を聴取したところ、全社期日までに料金改定を実施予定であるとの回答であった。

#### **(2) 2018～2020年度の乖離率が▲5%を超過した事業者の料金値下げ届出内容の確認**

上記3. (1)のとおり、2022年1月1日が届出期日とされていた2社については、所管  
の経済産業局長に対して期日までに託送供給約款の変更(料金値下げ)の届出が行われたた  
め、新料金の妥当性の確認を行った。具体的には、新料金における需要量と費用の想定が、  
2018年から2020年度の実績や今後の見込みを考慮した数字となっているか確認した。

##### **① 需要量**

事業者から聴取した情報をもとに分析したところ、2018年から2020年度実績や2021年度  
実績見込みが2018年から2020年度想定を上回るにもかかわらず、新料金の想定需要量を2018  
年から2020年度想定と同一にしているような事業者はおらず、各社ともおおむね妥当な想定  
と考えられる。

##### **② 費用**

今回確認した2社については、いずれも総括原価方式による値下げを行っており、妥当な  
想定であると考えられる。

<sup>1</sup> 2022年1月1日：新発田ガス、大垣ガス

2022年4月1日：東海ガス(焼津・藤枝・島田地区)、久留米ガス、九州ガス、  
秋田県天然瓦斯輸送、関西電力(堺地区)及び関西電力(姫路地区)、四国電力、  
釧路ガス、大分ガス

62

63    **③ 本項目のまとめ**

64        上記①、②のとおり、2022 年 1 月 1 日が届出期日とされていた 2 社について、新料金にお  
65        ける需要量と費用の想定はおおむね妥当と考えられる。

66  
67  
68  
69  
70  
71  
72  
73  
74  
75

(参考 1)

**電力・ガス取引監視等委員会 料金制度専門会合  
開催実績**

第 10 回料金制度専門会合（2021/11/15）

・法令に基づく事後評価

第 11 回料金制度専門会合（2022/ 2 /16）

・追加的な分析・評価、とりまとめ

(参考2)

電力・ガス取引監視等委員会 料金制度専門会合  
委員等名簿

(敬称略)

(敬称略・五十音順)

(敬称略・五十音順)

(敬称略)